K_{29} ＝0.0562	K_{29} ＝0.0502
K_{30} ＝0.05559 $K_{元}$＝0.00002	K_{30} ＝0.00004
L_n　病院事業（機械器具整備事業・特別分）に充てるため n 年度に発行について同意又は許可を得た地方債の額に 3 分の 2 を乗じて得た額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。） ［略］ M_{29} ＝0.0674	L_n　病院事業（機械器具整備事業・特別分）に充てるため平成 27 年度以降の平成 n 年度に発行について同意又は許可を得た地方債の額に 3 分の 2 を乗じて得た額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。） ［同左］ M_{29} ＝0.0602
M_{30} ＝0.06671 $M_{元}$＝0.00002	M_{30} ＝0.00004
N_n　災害拠点病院の機械器具整備事業に充てるため n 年度に発行について同意又は許可を得た地方債の額（符号 N'_n に係るものを除く。）に 2 分の 1 を乗じて得た額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）	N_n　災害拠点病院の機械器具整備に充てるため平成 26 年度以降の平成 n 年度に発行について同意又は許可を得た地方債の額（N'_n に係るものを除く。）に 2 分の 1 を乗じて得た額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）
	N'_n　災害拠点病院の機械器具整備（特別分）に充てるために平成 27 年度以降の平成 n 年度に発行について同意又は許可を得た地方債の額に 3 分の 1 を乗じて得た額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。） O_{26} ＝0.138
O_{27} ＝0.057	O_{27} ＝0.057
［略］ O_{29} ＝0.0562	［同左］ O_{29} ＝0.0502
O_{30} ＝0.05559 $O_{元}$＝0.00002 N'_n　災害拠点病院の機械器具整備事業（特別分）に充てるため n 年度に発行について同意又は許可を得た地方債の額に 3 分の 1 を乗じて得た額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）	O_{30} ＝0.00004
［略］ O'_{29} ＝0.0337	［同左］ O'_{29} ＝0.0301
O'_{30} ＝0.03335 $O'_{元}$＝0.00001	O'_{30} ＝0.00002